名古屋出入国在留管理局	［略］	［略］
	留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	［略］	［略］
大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	［略］	［略］
	永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	［略］	［略］
広島出入国在留管理局	［略］	［略］

名古屋出入国在留管理局	［同上］	［同上］
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	［項を加える。］	
	永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第九号まで、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	［同上］	［同上］
大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	［同上］	［同上］
	永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第八号まで、第九号、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	［同上］	［同上］
広島出入国在留管理局 福岡出入国在留管理局	［同上］	［同上］